

< 参 考 資 料 >

文部科学省資料

- ・ 「小・中学校等への就学について」

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/shugaku/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/index.htm)

- ・ 「就学事務Q&A」

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/shugaku/detail/1309979.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1309979.htm)

## 小・中学校等への就学について

### 1 就学義務とは

就学義務とは、日本国民である保護者に対し、子に小学校（義務教育学校の前期課程，特別支援学校の小学部を含む。）6年間，中学校（義務教育学校の後期課程，特別支援学校の中学部等を含む。）3年間の教育を受けさせる義務を課したものです。

就学義務については、憲法第26条第2項で「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。」と規定されており、また、教育基本法第5条第1項に「国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。」と規定されています。

これらの規定を受けて学校教育法に就学義務に関する具体的内容が規定されています。

学校教育法では、第16条で「保護者は…子に9年の普通教育を受けさせる義務を負う。」とあり、次いで第17条第1項で「保護者は、子の満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校義務教育学校の前期課程，又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。」とされ、同条第2項で「…子が小学校の課程，義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校，義務教育学校の後期課程，中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。」と規定されています。

なお、やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会 は、就学義務を猶予又は免除をすることができることとされています。（学校教育法第18条）

➡詳細については就学事務Q&A（1）「就学義務の猶予又は免除について」をご覧ください。

昭和59年の国籍法の改正に伴い、重国籍者であっても、日本の国籍を有する学齢の子の保護者は、義務教育を受けさせる義務を負うことになりました。

外国人の子の保護者については、学校教育法第16条等による就学義務は課されていませんが、国際人権規約及び児童の権利に関する条約を踏まえ外国人の子の就学の機会を確保する観点から、希望する場合には教育委員会等は公立義務教育諸学校への就学を認めることが望まれます。

➡詳細は、就学事務Q&A（13）「外国人の子等の就学に関する手続について」をご覧ください。

なお、いわゆるインターナショナルスクールなどへの就学については現行制度では学校教育法第1条に定める学校への就学とは異なり、就学義務を履行していることにはなりません。

➡詳細については就学事務Q&A（11）「学齢児童生徒をいわゆるインターナショナルスクールに通わせた場合の就学義務について」をご覧ください。

[参照条文]

日本国憲法

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。

義務教育は、これを無償とする。

教育基本法（平成18年法律第120号）

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2～4 (略)

学校教育法（昭和22年法律第26号）

第16条 保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）は、次条に定めるところにより、子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

第17条 保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間においてこれらの課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

2 保護者は、子が小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。

3 前2項の義務の履行の督促その他これらの義務の履行に関し必要な事項は、政令で定める。

第18条 前条第1項又は第2項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子（以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。）で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第1項又は第2項の義務を猶予又は免除することができる。

国際人権規約（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）（昭和54年批准）

第13条

1 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。締約国は、教育が人格の完成及び人格の尊厳についての意識の十分な発達を指向し並びに人権及び基本的自由の尊重を強化すべきことに同意する。更に、締約国は、教育が、すべての者に対し、自由な社会に効果的に参加すること、諸国民の間及び人種的、種族的又は宗教的集団の間の理解、寛容及び友好を促進すること並びに平和の維持のための国際連合の活動を助長することを可能にすべきことに同意する。

2 この規約の締約国は、1の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む。）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

児童の権利に関する条約（平成6年批准）

第28条

1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

## 2 就学手続について

上記就学義務を履行させるための事務を就学事務といいます。就学事務は地方公共団体の自治事務とされ、小・中学校等への就学に関する事務は、市町村の教育委員会が行うこととされています。

市町村の教育委員会は、翌年度より小学校又は中学校に就学すべき者（以下「就学予定者」という。）の保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校、中学校又は義務教育学校の入学期日を通知しなければなりません（学校教育法施行令第5条第1項）。

市町村内に小学校（中学校）及び義務教育学校が2校以上ある場合、この通知において就学予定者が就学すべき小学校（中学校）及び義務教育学校を指定することとされており（同令第5条第2項）、多くの市町村教育委員会は、就学校の指定にあたり、あらかじめ通学区域を設定し、それに基づいて指定を行っています。

保護者は、就学すべき学校の指定にしたがって、その子を就学させる義務を負いますが、指定された学校について、保護者の意向や子の状況に合致しない場合等において、市町村教育委員会が相当と認めるときには、保護者の申立により、市町村内の他の学校に変更することができます（同令第8条）。

市町村教育委員会は、就学校を指定する通知において、この保護者の申立ができる旨を示すこととなります（同規則第32条第2項）。

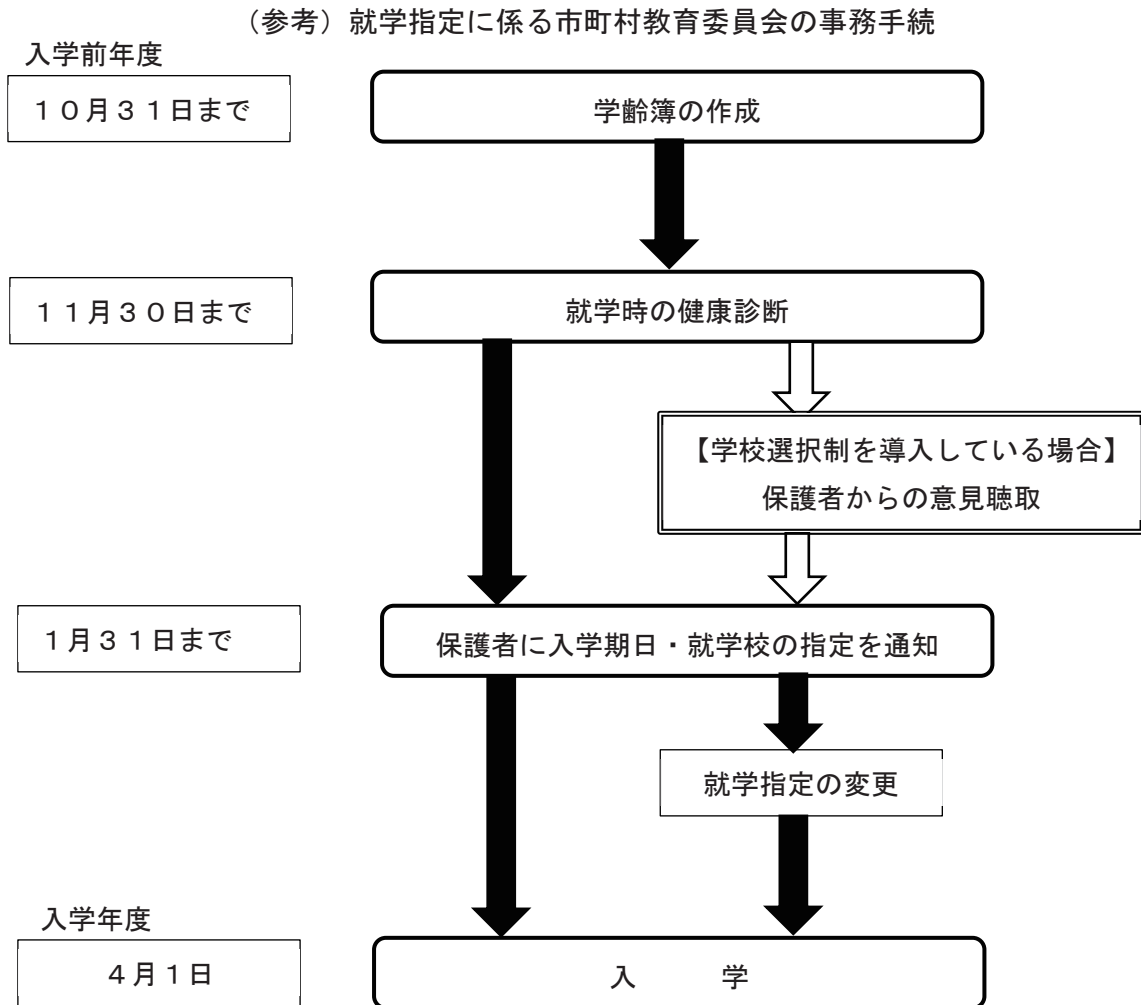
また、具体的にどのような事由について就学校の指定の変更が認められるかは、地域や学校の実情当に応じて、最終的に各市町村教育委員会が判断するものですが、就学校の変更に係る要件及び手続に関しては、各市町村教育委員会において予め定め、公表することとなります（同規則第33条）。

なお、市町村教育委員会の判断により、就学すべき学校の指定に先立ちあらかじめ保護者の意見を聴取することもできることとなっています（いわゆる学校選択制。学校教育法施行規則第32条第1項）。

さらに、住所を有する市町村以外の市町村の学校に就学させることも、両市町村間の協議を経て、受入れ校を設置する市町村教育委員会が承認した場合には可能です（区域外就学。同令第9条）。

➡詳細については就学事務Q&A3「就学すべき学校の指定の変更や区域外就学について」をご覧ください。

(参考) 就学指定に係る市町村教育委員会の事務手続



[参照条文]

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）

（就学すべき学校の指定）

第5条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第17条第1項又は第2項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第22条の3の表に規定する程度のもの（以下「視覚障害者等」という。）のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校、中学校又は義務教育学校の入学期日を通知しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校及び義務教育学校の数の合計数が二以上である場合又は当該市町村の設置する中学校（法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教

育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第7号、第6条の3第1項、第7条及び第8条において同じ。）及び義務教育学校の数の合計数が二以上である場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校を指定しなければならない。

第8条 市町村の教育委員会は、第5条第2項（第6条において準用する場合を含む。）の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立てにより、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者及び前条の通知をした小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。

（区域外就学等）

第9条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第32条 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第5条第2項（同令第6条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により就学予定者の就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校（次項において「就学校」という。）を指定する場合には、あらかじめ、その保護者の意見を聴取することができる。この場合においては、意見の聴取の手續に関し必要な事項を定め、公表するものとする。

2 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第5条第2項の規定による就学校の指定に係る通知において、その指定の変更についての同令第8条に規定する保護者の申立ができる旨を示すものとする。

第33条 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第8条の規定により、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる場合の要件及び手續に関し必要な事項を定め、公表するものとする。

## 就学事務Q & A

### 1 就学義務の猶予又は免除について

Q 就学義務の猶予又は免除について、猶予・免除の事由、手続はどのようになっていますか。

・・・・・・・・・・ 5 4

### 2 戸籍や住民票がない場合の就学手続について

Q 住民票や戸籍のない学齢児童生徒の就学手続はどのようになっていますか。

・・・・・・・・・・ 5 7

### 3 就学すべき学校の指定の変更や区域外就学について

Q 児童生徒の状況等に応じて、就学指定した学校を変えることはできるのでしょうか。また、二地域に居住することなどにより、短期間に市町村間の行き来がある際の就学手続はどのようにすればよいのでしょうか。

・・・・・・・・・・ 5 9

### 4 4月1日生まれの児童生徒の学年について

Q 4月1日生まれの児童生徒の学年についてどうなるのでしょうか。

・・・・・・・・・・ 6 1

### 5 障害のある子供の就学先決定について

Q 障害のある子供の就学先はどのように決定されるのでしょうか。

・・・・・・・・・・ 6 2

### 6 学齢児童生徒が国外に転出した場合における学齢簿や学籍の取扱いについて

Q 学齢児童生徒が国外に転出した場合における学齢簿や学籍の取扱いについてどのようなことに留意すればよいのでしょうか。

・・・・・・・・・・ 6 5

Q 親が一時的な出張のため転出届を提出せずに住民票を消除することなく国外転出し、子（学齢児童生徒）もそれに伴い転出しましたが、そのまま長期にわたり帰国しなかった場合、どのように考えればよいのでしょうか。

・・・・・・・・・・ 6 7

### 7 外国から帰国した学齢児童生徒の就学手続について

Q 外国から帰国した学齢児童生徒について、どのような就学手続をとればよいのでしょうか。日本語能力等の事情で就学義務を猶予したり、下学年に編入させることはできるのでしょうか。

・・・・・・・・・・ 6 8

### 8 配偶者からの暴力が原因で前住所地から移動してきた保護者と学齢児童生徒の就学手続について

Q 配偶者からの暴力が原因で前住所地から移動してきた保護者と学齢児童生徒がいます。そのような学齢児童生徒についてどのような就学手続をとればよいのでしょうか。

・・・・・・・・・・ 7 0

**9 入学期日に出席しない学齢児童生徒や1年以上居所不明の学齢児童生徒の手続について**

Q 入学期日に出席しない学齢児童生徒や1年以上居所不明の学齢児童生徒については、どのような手続をとればよいでしょうか。

・・・・・・・・・・・・・・72

Q 居所不明であった学齢児童生徒が発見された場合には、どのような就学手続をとればよいでしょうか。

・・・・・・・・・・・・・・74

**10 少年院や児童自立支援施設に入っている学齢児童生徒の就学について**

Q 児童自立支援施設や少年院に入っている学齢児童生徒の就学についてはどのように取り扱えばよいでしょうか。

・・・・・・・・・・・・・・75

**11 学齢児童生徒をいわゆるインターナショナルスクールに通わせた場合の就学義務について**

Q 学齢児童生徒をいわゆるインターナショナルスクールに通わせた場合、保護者は就学義務を履行したことになるのでしょうか。

・・・・・・・・・・・・・・78

**12 学齢経過者の中学校等への入学許可について**

Q 様々な事情から義務教育を修了しないまま学齢を経過した方が中学校等への入学を希望しているのですが、許可して差し支えないでしょうか。

・・・・・・・・・・・・・・80

Q 様々な事情からほとんど学校に通えず、実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により中学校を卒業した方で、改めて夜間中学で学び直すことを希望する方がいるのですが、入学を許可して差し支えないでしょうか。

・・・・・・・・・・・・・・81

**13 外国人の子等の就学に関する手続について**

Q 外国人の子の就学に関する手続について、どのような点に留意が必要でしょうか。

・・・・・・・・・・・・・・82

Q 外国籍の児童生徒も、日本の学校に就学させなければいけないのでしょうか。民族学校やいわゆるインターナショナルスクールに就学させることはできないのでしょうか。

・・・・・・・・・・・・・・84



## 1 就学義務の猶予又は免除について

Q 就学義務の猶予又は免除について、猶予・免除の事由、手続はどのようになっていますか。

A

我が国においては、全ての国民は日本国憲法第26条、教育基本法第5条により、その保護する子に普通教育を受けさせる義務を負っており、学校教育法第16条において9年の普通教育を受けさせる義務について、学校教育法第17条において就学義務について規定しています。

なお、昭和59年の国籍法の改正に伴い、重国籍者であっても、日本の国籍を有する学齢の子の保護者は、義務教育を受けさせる義務を負うことになりました。

日本国民や日本の国籍を有する学齢の子の保護者に対して、就学義務が猶予又は免除される場合とは、学校教育法第18条により、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため就学困難と認められる場合とされています。

ここでいう「病弱、発育不完全」については、特別支援学校における教育に耐えることができない程度としており、より具体的には、治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者を対象としているところです。

「その他やむを得ない事由」としては、主に

1. 児童生徒の失踪、
2. 帰国児童生徒の日本語の能力が養われるまでの一定期間、適当な機関で日本語の教育を受ける等日本語の能力を養うのに適当と認められる措置が講ぜられている場合、
3. 重国籍者が家庭事情等から客観的に将来外国の国籍を選択する可能性が強いと認められ、かつ、他に教育を受ける機会が確保されていると認められる事由があるとき、
4. 低出生体重児等であって、市町村の教育委員会が、当該児童生徒の教育上及び医学上の見地等の総合的な観点から、小学校及び特別支援学校への就学を猶予又は免除することが適当と判断する場合、

といった事例が考えられます。

一方、学校教育法は日本国内において効力を有するものとされており、同法に定める就学義務も、日本国内に居住する学齢児童生徒を持つ、国内居住の日本国籍の保護者に対して課されるものと解されています。この場合、実際に学齢児童生徒や保護者が日本国内に居住しているか否かで判断することとなります。よって、

1. 学齢児童生徒が保護者と一緒に国外に転出、
2. 学齢児童生徒が一方の保護者と一緒に国外に転出（もう一方の保護者は国内に居住）、
3. 学齢児童生徒が単独で国外に転出（保護者は国内に居住）、

といった場合については、学齢児童生徒又は保護者が国外に転出しているため、いずれの場合も保護者に就学義務は課されず、保護者の就学義務の猶予又は免除の事案とはなりません。

また、就学義務を猶予又は免除する際には、学校教育法施行規則第34条の規定に基づき、保護者から

市町村の教育委員会に対して願出が必要となり、その際、当該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る書類を添えなければなりません。

保護者からの願出なしに市町村教育委員会独自の判断で就学義務の猶予又は免除はできないことに留意してください。

なお、病弱、発育不完全、その他やむを得ない事由に該当する場合を除き、保護者が、その保護する児童生徒を学校教育法第1条に規定する学校でない、いわゆるインターナショナルスクールに通わせたとしても、学校教育法第17条で定められた就学義務を果たしたことはありません。

〔参照条文〕

学校教育法（昭和22年法律第26号）

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第2条 学校は、国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人（以下「公立大学法人」という。）を含む。次項及び第127条において同じ。）及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）のみが、これを設置することができる。

第16条 保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）は、次条に定めるところにより、子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

第17条 保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間においてこれらの課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

2 保護者は、子が小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。

3 （略）

第18条 前条第1項又は第2項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子（以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。）で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第1項又は第2項の義務を猶予又は免除することができる。

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第34条 学齢児童又は学齢生徒で、学校教育法第18条に掲げる事由があるときは、その保護者は、就学義務の猶予又は免除を市町村の教育委員会に願出しなければならない。この場合においては、当該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る書類を添えなければならない。

〔参考通知〕

「国籍法の一部改正に伴う重国籍者の就学について（昭和59年12月6日 文部省初等中等教育局長通知）」

## 2 戸籍や住民票がない場合の就学手続について

Q 住民票や戸籍のない学齢児童生徒の就学手続はどのようになっていますか。

A

学校教育法施行令第1条第2項では、学齢簿の編製は住民基本台帳に基づいて行うものとされており、各市町村教育委員会はこの学齢簿に基づいて具体的な就学事務を行っているところです。

しかしながら、下記(例)のような背景により、住民基本台帳や戸籍に記載されない児童生徒が域内に居住している場合は少なくありません。憲法に定める教育を受ける権利を保障する観点から、教育委員会においては、住民票や戸籍の有無にかかわらず、すべての学齢の児童生徒の義務教育諸学校への就学の機会を確保することが極めて重要です。

(例)

住民票を異動しないまま転居を繰り返している場合

配偶者からの暴力の被害者がその子と移住してきた場合

保護者や親族などの都合による一時的滞在

民法772条による嫡出推定を回避するために子が無戸籍となった場合

市町村教育委員会は、住民基本台帳や戸籍に記載されていない学齢児童生徒が域内に居住している事実を把握した際、直ちに当該児童生徒に係る学齢簿を編製するとともに、対面により丁寧に就学の案内を行うなど、住民基本台帳や戸籍に記載されていない学齢児童生徒が就学の機会を逸することのないよう取組を徹底することが必要です。

なお、住民基本台帳に記載されていない場合や無戸籍の場合は、保護者がその子を就学させることができないのではないかと誤解している場合があります、積極的に就学手続をとるよう促す必要があります。

市町村教育委員会においては、住民基本台帳に記載のない学齢児童生徒について学齢簿を編製し域内の学校に就学させた場合、住民基本台帳に当該児童生徒が記載されている市町村の教育委員会に対し、学齢簿に記載した旨を速やかに通知することが望まれます。

ただし、受け入れた児童生徒が配偶者からの暴力の被害者の子である場合は、被害者の意向等を踏まえつつ行うようにしてください。

➡詳細については就学事務Q&A8「配偶者からの暴力が原因で前住所地から移動してきた保護者と学齢児童生徒の就学手続について」を参照。

[参照条文]

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)

(学齢簿の編製)

第1条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童及び学齢生徒(それぞれ学校教育法(以下「法」という。)第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。以下同じ。)について、学齢簿を編製しなければならない。

2 前項の規定による学齢簿の編製は、当該市町村の住民基本台帳に基づいて行なうものとする。

3～4 (略)

[参考通知]

住民基本台帳法の制定に伴う学校教育法施行令および学校教育法施行規則の一部改正について (通達)  
(昭和42年10月)

学齢簿および指導要録の取扱について (通達) (昭和32年2月25日)

無戸籍の学齢児童・生徒の就学の徹底及びきめ細かな支援の充実について (通知) (平成27年7月8日)

### 3 就学すべき学校の指定の変更や区域外就学について

Q 児童生徒の状況等に応じて、就学指定した学校を変えることはできるのでしょうか。また、二地域に居住することなどにより、短期間に市町村間の行き来がある際の就学手続はどのようにすればよいのでしょうか。

A

市町村教育委員会は、設置する小学校及び義務教育学校又は中学校及び義務教育学校が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校を指定することとされています（学校教育法施行令第5条第2項）。その際、あらかじめ、各学校に通学区域を設定し、これに基づいて就学すべき学校を指定することが一般的です。

保護者は、就学すべき学校の指定にしたがって、その子を就学させる義務を負いますが、いじめへの対応、通学の利便性、部活動等学校独自の活動等を理由とする場合のほか、市町村教育委員会が相当と認めるときは、保護者の申立てにより、市町村内の他の学校に指定を変更することができます（就学校の変更。同令第8条）。一方、各市町村教育委員会においては、保護者が就学校の変更ができる場合の要件や手続きを定め、公表しておくことが必要です（同規則第33条）。

なお、学年途中において保護者が転校（就学校の変更）を求めた場合においても、市町村の教育委員会が、相当と認めるときは、就学校の指定の変更を行うことができます。特に、市町村の教育委員会は、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、新入学時であるか学年の途中であるかにかかわらず、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討することが求められます。

同様の理由等により保護者が他の市町村の学校に就学させようとする場合、住所の存する市町村教育委員会との協議に基づき、他の市町村の教育委員会が受け入れを承諾した場合は、就学すべき学校を変更することが可能です（区域外就学。同令第9条）。

また、これに関連し、地方への一時的な移住や二地域に居住するような場合も教育上の影響等に留意しつつ、この区域外就学の手続を活用すれば、就学指定校と他市町村の学校との間を行き来するようなことも可能です。

※平成28年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成28年12月22日）において「地方への移住に伴う子供の就学手続について区域外就学制度が活用できることを周知する」ことが明記されました。

〔参照条文〕

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）

（就学すべき学校の指定）

第5条（略）

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校及び義務教育学校の数の合計数が二以上である場合又は当該市町村の設置する中学校（法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第七号、第六条の三第一

項、第七条及び第八条において同じ。)及び義務教育学校の数の合計数が二以上である場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校を指定しなければならない。

第8条 市町村の教育委員会は、第5条第2項(第6条において準用する場合を含む。)の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立てにより、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者及び前条の通知をした小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。

(区域外就学等)

第9条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校(併設型中学校を除く。)又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾(当該市町村の設置する小学校、中学校(併設型中学校を除く。)又は義務教育学校への就学に係るものに限る。)を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)

第33条 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第8条の規定により、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる場合の要件及び手続に関し必要な事項を定め、公表するものとする。

[参考通知]

学校教育法施行令第8条に基づく就学に関する事務の適正化等について(抄)(平成20年3月)

地方移住等に伴う区域外就学制度の活用について(通知)(平成29年7月)

#### 4 4月1日生まれの児童生徒の学年について

Q 4月1日生まれの児童生徒の学年についてどうなるのでしょうか。

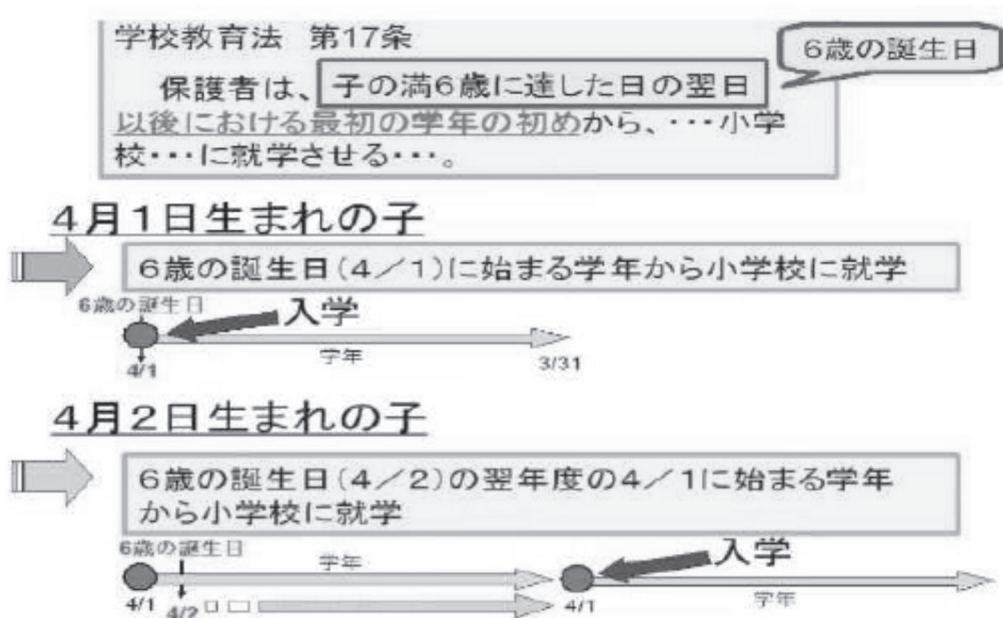
A

学齢児童について、学校教育法第17条第1項では「保護者は、子の満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、…これを小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。」とあり、学齢生徒については、同条第2項において「保護者は、子が小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、…これを中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。」とあります。

一方、学校教育法施行規則第59条において、「小学校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。」と規定されています（中学校については同第79条において準用。義務教育学校については同第79条の8において準用。特別支援学校については同第135条において準用。）。

それでは、満6歳に達する日とはいつなのでしょう。年齢の計算については、年齢計算ニ関スル法律と民法第143条によりその考え方が示されており、それによれば、人は誕生日の前日が終了する時（午後12時）に年を一つとる（満年齢に達する）、とされています。これを4月1日生まれの子に当てはめると、誕生日の前日である3月31日の終了時（午後12時）に満6歳になることとなります。

以上を図で表現すると以下の通りです。



よって、4月1日生まれの児童生徒の学年は、翌日の4月2日以降生まれの児童生徒の学年より一つ上、ということになり、一学年は4月2日生まれから翌年の4月1日生まれの児童生徒までで構成されることとなります。



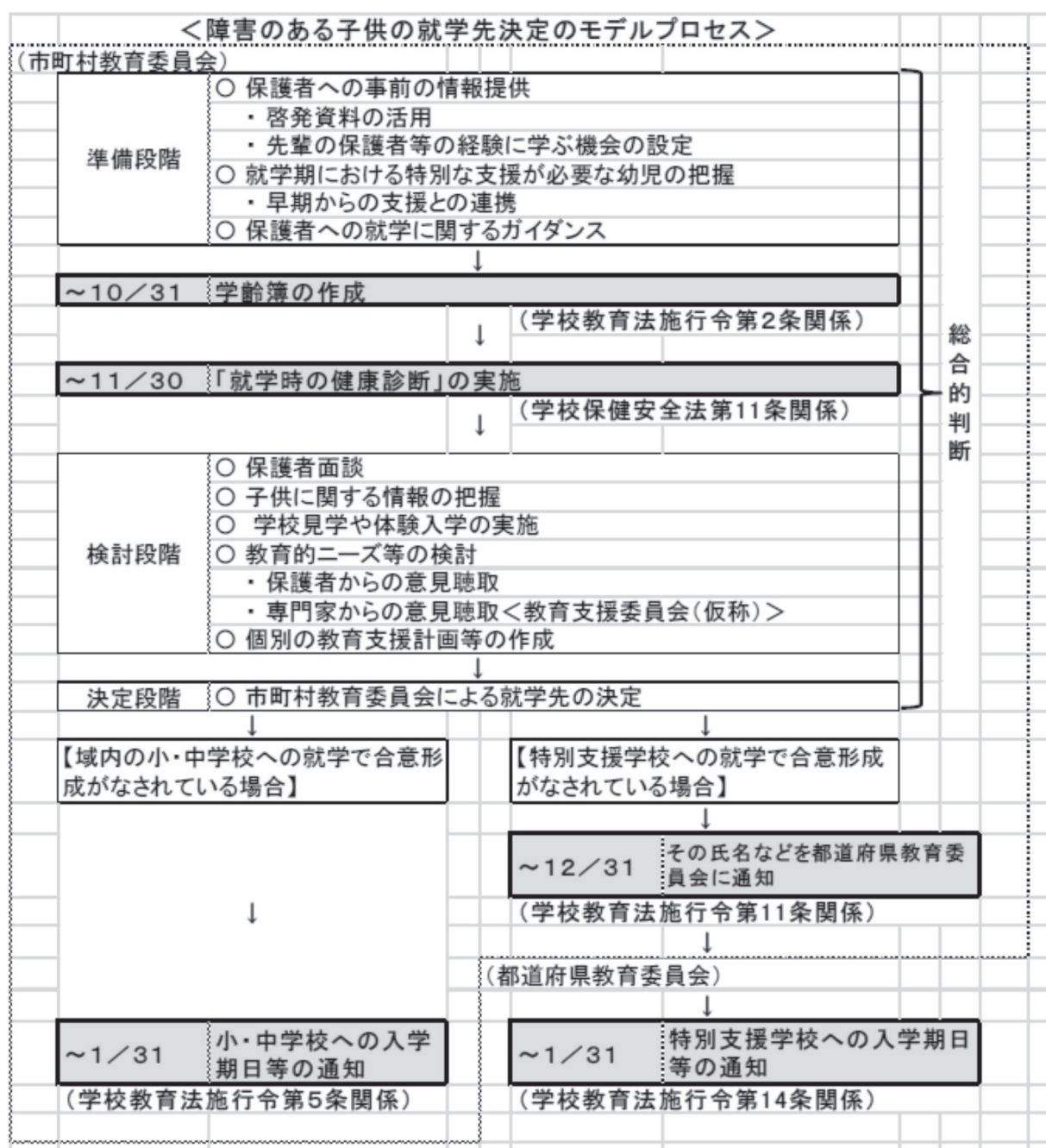
## 5 障害のある子供の就学先決定について

Q 障害のある子供の就学先はどのように決定されるのでしょうか。

A

障害のある子供の教育に当たっては、その障害の状態等に応じて、可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立って、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行う必要があります。

障害のある子供の就学先については、本人・保護者の意見を可能な限り尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、障害の状態や必要となる支援の内容、教育学等の専門的見地といった総合的な観点を踏まえて市町村教育委員会が決定することとなっています。



## ○ 就学先の検討

就学先の決定は、就学する予定の学校においてどのような学習内容が設定され、どのような方法で教育を行うのかなど、保護者にとっての最大の関心事項の一つです。

このため、就学先の検討にあたっては、市町村教育委員会において、学校見学や体験入学の機会を活用した保護者への情報提供や面談等を経て、教育上必要な支援内容等の判断・調整が行われます。

## ○ 就学先の決定・通知

就学先の決定については、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とした上で、最終的には市町村教育委員会が児童生徒の就学先を決定することになります。

※具体的な内容については、「教育支援資料（平成25年10月）文部科学省初等中等教育局特別支援教育課」に掲載しています。

なお、法令で定められている就学先決定のプロセスは以下のとおりです。

市町村教育委員会は、10月31日までに、その市町村に住所を有する就学予定者の学齢簿（10月1日現在）を作成した（学校教育法施行令第2条）後、11月30日までに、就学前の健康診断を実施します（学校保健安全法第11条）。

その後、就学時の健康診断を踏まえ、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）以外の保護者に対して、1月31日までに、入学期日と就学すべき学校を通知します（学校教育法施行令第5条）。

また、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者については、市町村教育委員会は、12月31日までに都道府県教育委員会へ氏名などを通知し（同令第11条）、これを受けた都道府県教育委員会は、1月31日までに、その子供の保護者へ入学期日、就学すべき特別支援学校を通知します（同令第14条）。

〔参照条文〕

学校教育法施行令

第2条 市町村の教育委員会は、毎学年の初めから五月前までに、文部科学省令で定める日現在において、当該市町村に住所を有する者で前学年の初めから終わりまでの間に満六歳に達する者について、あらかじめ、前条第1項の学齢簿を作成しなければならない。この場合においては、同条第2項から第4項までの規定を準用する。

第5条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第17条第1項又は第2項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第22条の3の表に規定する程度のもの（以下「視覚障害者等」という。）のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要

な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。) 以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校、中学校又は義務教育学校の入学期日を通知しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校及び義務教育学校の数の合計数が二以上である場合又は当該市町村の設置する中学校（法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第7号、第6条の3第1項、第7条及び第8条において同じ。）及び義務教育学校の数の合計数が二以上である場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校を指定しなければならない。

3 前2項の規定は、第9条第1項又は第17条の届出のあつた就学予定者については、適用しない。

第11条 市町村の教育委員会は、第2条に規定する者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから三月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の通知をするときは、都道府県の教育委員会に対し、同項の通知に係る者の学齢簿の謄本（第1条第3項の規定により磁気ディスクをもつて学齢簿を調製している市町村の教育委員会にあつては、その者の学齢簿に記録されている事項を記載した書類）を送付しなければならない。

3 前2項の規定は、第9条第1項又は第17条の届出のあつた者については、適用しない。

第14条 都道府県の教育委員会は、第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の通知を受けた児童生徒等及び特別支援学校の新設、廃止等によりその就学させるべき特別支援学校を変更する必要を生じた児童生徒等について、その保護者に対し、第11条第1項（第11条の2において準用する場合を含む。）の通知を受けた児童生徒等にあつては翌学年の初めから二月前までに、その他の児童生徒等にあつては速やかに特別支援学校の入学期日を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の設置する特別支援学校が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校を指定しなければならない。

3 前2項の規定は、前条の通知を受けた児童生徒等については、適用しない。

〔参考通知〕

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）（平成25年10月）

## 6 学齢児童生徒が国外に転出した場合における学齢簿や学籍の取扱いについて

Q 学齢児童生徒が国外に転出した場合における学齢簿や学籍の取扱いについてどのようなことに留意すればよいでしょうか。

A

学齢児童生徒が国外転出する場合、基本的には、

1. あらかじめ1年以上転出することが分かっているときには、市町村に住民基本台帳法に基づく転出届を提出することにより住民票が消除され、それに伴い学齢簿も消除されることとなります。その際、学校からは除籍されることとなります。
2. 国外転出期間があらかじめ1年未満であることが分かっているときには、国内に住所を有するものとして処理されることとなるので、学齢簿上においても引き続き当該児童生徒の在学関係を変更する必要はありません。この場合、学齢児童生徒は指導要録上（長期）欠席の取扱いとすることが適当です。

ここで、学齢児童生徒が住民基本台帳法に基づく転出届を出さずに、国外に転出した場合についてですが、その場合には住民票が残るため、それに伴い学齢簿も残ることとなります。

このため、可能な限り予め学齢児童生徒の保護者に国外転出の期間が1年以上であるか否かを確認し、1年以上の場合には子の転出届を出してもらおうよう、促すことが適当です。転出届が提出されると、住民基本台帳上の記録は消除され、それに伴い学齢簿も消除されることとなります。学校からは除籍されることとなります。

一方、保護者に国外転出の期間について確認ができない場合、転出してから1年までは欠席として、1年を超えた場合には、居所が1年以上不明であるときと同様、在学しないものと同様に取り扱い、学齢簿には、居所が不明である旨、異動事項欄に記入し、就学義務の猶予又は免除のあった者と同様に別に簿冊を編製する（簿冊に相当するもの（電子ファイル・データベース等であって1年以上居所不明者が抽出・検索できる仕組みになっているもの）を含む。）こととし、指導要録は別に整理して保存することとなります。

また、国外への転出期間と国内における中学校の卒業時期が重なったり、日本の高等学校に進学するために海外から帰国したりする場合は、保護者や受験生は下記のどの資格をもとに受験・進学するか検討しておくことが望まれます。

～トピック～ 高校入学資格

高等学校入学資格は、以下のいずれかに該当する場合に認められます。

1. 中学校，特別支援学校の中学部，義務教育学校を卒業した者，又は中等教育学校の前期課程を修了した者（学校教育法第57条）
2. 外国において，学校教育における9年の課程を修了した者（学校教育法施行規則第95条第1項）
3. 在外教育施設（中学校と同等であると指定された課程）を修了した者（学校教育法施行規則第95条第2項）
4. 文部科学大臣の指定した者（学校教育法施行規則第95条第3項）  
→昭和23年文部省告示第58号（学校教育法施行規則第63条に規定する高等学校入学に関して中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者）
5. 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により，中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者（学校教育法施行規則第95条第4項）
6. その他高等学校において，中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者（学校教育法施行規則第95条第5項）

Q 親が一時的な出張のため転出届を提出せずに住民票を削除することなく国外転出し、子（学齢児童生徒）もそれに伴い転出しましたが、そのまま長期にわたり帰国しなかった場合、どのように考えればよいでしょうか。

A

一時的な海外滞在の場合は、原則として学齢児童生徒の在学関係は変更せず、学齢児童生徒は、指導要録上、海外渡航のため欠席の取扱いとすることが適当です。しかしこの場合のように、学齢児童生徒が一時的に海外渡航するとしてそのまま日本に戻らず、連絡がとれなくなり、居所不明になる場合があります。その際には、前の問いの回答(上記)で述べた、転出届を出さないまま国外に転出してしまい、保護者に転出の期間について確認できない場合と同様に、転出してから1年までは欠席として、1年を超えた場合には、居所が1年以上居所不明になっている学齢児童生徒と同様に取り扱うのが適当です。

具体的には、学齢簿を編製された学齢児童生徒の居所が1年以上不明であるときは、住民基本台帳上の記録がなくなるまでの間、1年以上不明である旨を異動事項欄に記入し、学齢簿の編製上は、就学義務の猶予又は免除のあった者と同様に別に簿冊（簿冊に相当するもの（電子ファイル・データベース等であって1年以上居所不明者が抽出・検索できる仕組みになっているもの）を含む。）を編製することになります。

〔参考通知〕

学齢簿および指導要録の取扱について（通達）（昭和32年2月）

## 7 外国から帰国した学齢児童生徒の就学手続について

Q 外国から帰国した学齢児童生徒について、どのような就学手続をとればよいでしょうか。日本語能力等の事情で就学義務を猶予したり、下学年に編入させることはできるのでしょうか。

A

学校教育法第17条に規定された就学義務については、国内に居住する日本国民に対して課されているものであり、外国に居住する日本国民には適用されません(※)。したがって、日本国民である学齢児童生徒が帰国した場合、その時点からその保護者には就学義務がかかることとなり、住所地の教育委員会は住民基本台帳に基づいて学齢簿を編製し、保護者に対して就学すべき学校の指定・編入学期日を通知することとなります。

外国から帰国した学齢児童生徒の小・中学校への編入学に当たっては、原則として、その年齢に応じ、小学校、中学校又は義務教育学校の相当学年に編入学することになります。

例外として、義務教育の就学に必要な基礎条件を欠くと認められる程度に日本語の能力が欠如している場合には、「やむを得ない事由のため、就学困難と認められる」(学校教育法第18条)に該当するものとし、就学義務を猶予して差し支えありません。ただし就学義務を猶予するに当たっては、日本語の能力が養われるまでの一定期間、適当な機関で日本語の教育を受ける等日本語の能力を養うのに適当と認められる措置が講ぜられている場合に限るよう、取り扱う必要があります。

また、帰国児童生徒の日本語能力等の事情により、直ちに相当学年の教育を受けることが適切でないと認められるときは、学校の生活に適応するまで、一時的に下級の学年に編入する措置をとることも可能です。なお、暫定的に下級の学年で学習させ、学校生活に適応した後、学年の途中で相当学年に戻すことが可能ですが、これは在学学年の途中でその学年の課程の修了を認定し進級させるという趣旨ではないとされています。この場合、指導要録上は学齢相当学年に編入したものとしておく必要があります。

このような措置では十分ではないほどに日本語能力等が著しく欠如しているなどの特別な理由がある場合には、保護者や本人の意向を確認の上、指導要録上も年齢相当学年より下級の学年に編入させ、義務教育の全課程が修了するまでの間、下級の学年で教育を受け続けることも可能です。

※重国籍者であっても日本の国籍を有する学齢児童生徒の保護者は、就学義務を負うこととなります。

[参照条文]

学校教育法(昭和22年法律第26号)

第17条 保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり(それまでの間においてこれらの課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり)までとする。

2 保護者は、子が小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。

3 (略)

第18条 前条第1項又は第2項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子（以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。）で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第1項又は第2項の義務を猶予又は免除することができる。

[参考行政実例]

- ・昭和49年12月6日委初47東京都教育委員会教育長あて文部省初等中等教育局長回答
- ・学齢と進級についての法的解釈について（昭和29年10月19日雑初356東京都教育委員会教育長あて文部省初等中等教育局長回答）



## 8 配偶者からの暴力が原因で前住所地から移動してきた保護者と学齢児童生徒の就学手続について

Q 配偶者からの暴力が原因で前住所地から移動してきた保護者と学齢児童生徒がいます。そのような学齢児童生徒についてどのような就学手続をとればよいでしょうか。

A

配偶者からの暴力の被害にあつて移動してきた保護者と学齢児童生徒については、住民基本台帳の記載は前住所地のままに、実際は移動先の市町村に住所を有する場合が多いことと思われまふ。

その場合、住民基本台帳に記載されていない学齢児童生徒であっても、当該市町村に住所を有する者であれば、この学齢児童生徒について学齢簿を編製し、就学の通知等の就学手続をとることとなります。その際、教育委員会は（1）住民基本台帳に脱漏又は誤載があると認める旨を遅滞なく当該市町村長に通報すること、また、（2）区域内に転住してきた学齢児童生徒を学齢簿に記載したときは当該教育委員会はその旨を速やかに前住所地の教育委員会に通知することとなります。

また、住民基本台帳の記載は元の住所地のままに、移動先の学校に就学する方法として、学校教育法施行令第9条に規定する区域外就学等があります。各教育委員会は学齢児童生徒の保護者から区域外就学等の届出があつた場合には就学手続を行う必要があります。この場合（3）保護者が就学させようとする小学校、中学校又は義務教育学校を設置する市町村の教育委員会は学齢児童生徒の住民基本台帳上の住所の有する市町村の教育委員会と協議するものとされています（学校教育法施行令第9条第2項）。

こうした場合に留意する必要があるのは、学齢児童生徒の転学先や居住地等の情報の取扱いです。こうした情報が配偶者（加害者）に伝わるのが懸念される場合があることから、上記（1）～（3）の手続を行う際には、以下の点に御留意いただき、情報の厳重な管理について特に御配慮ください。

- ・ 配偶者からの暴力の被害者の子の就学であることを関係者間で共有すること
- ・ 転学先や居住地等の情報を知り得る者については必要最小限の範囲に制限すること
- ・ 転学先や居住地等の情報については、各地方公共団体の個人情報保護条例等に則り、配偶者暴力相談支援センターや福祉部局等との連携を図りながら厳重に管理すること
- ・ 就学事務に携わる職員及び学齢簿や指導要録等の保存の責任者は、配偶者からの暴力の被害者の子であるなどの特別の事情があることを十分認識し、転学先や居住地等の情報を記している学齢簿や指導要録等の開示請求等については、特に慎重に対応すること

さらに、受け入れた教育委員会においては、前住所地の教育委員会と相互の連携の下、以下の点に留意し、適切に対応してください。

- ・ 市町村教育委員会は、配偶者からの暴力の被害者の子ども等の就学を住民票なしに受け入れ、学齢簿に記載したときは、前住所地の教育委員会に対し、学齢簿に記載した旨の通知を、被害者の意向等を踏まえつつ、可能な限り行うこと。通知に当たっては、転学先や居住地等の情報を知り得る者については必

要最小限の範囲に制限するなど、情報の厳重な管理について特に配慮すること。

- ・当該児童生徒の情報については、前住所地の教育委員会等においても、特に厳重に管理するものとする。転出元の学校から転学先の学校への指導要録の写し等の送付についても、厳重な情報管理の下で適切に行うこと。

[参照条文]

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）

（区域外就学等）

第9条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

- 2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

[参考通知]

配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について（通知）（平成21年7月）

義務教育諸学校における居所不明の児童生徒の把握等のための対応について（通知）（平成25年3月）

住民基本台帳法の制定に伴う学校教育法施行令および学校教育法施行規則の一部改正について（通達）（昭和42年10月）

## 9 入学期日に出席しない学齢児童生徒や1年以上居所不明の学齢児童生徒の手続について

Q 入学期日に出席しない学齢児童生徒や1年以上居所不明の学齢児童生徒については、どのような手続をとればよいでしょうか。

A

市町村教育委員会は、その区域内にある学齢児童生徒の就学機会を確保するため学齢簿を編製しなければなりません（学校教育法施行令第1条）。学齢簿は、学齢児童生徒（満6歳から満15歳までの児童生徒）及び10月1日現在で市町村に在住する、翌年度の初めまでに満6歳に達する者（就学予定者）について編製することとなります（同施行令第2条）。

学齢簿は編製したものの学校の入学期日に出席しない学齢児童生徒については、校長はすみやかに事情を調査し、他の学校に在学している場合その他当該学校に入学し難い事情があると認める場合には、当該学齢児童生徒の住所地の教育委員会に連絡の上、入学しなかったものとして取り扱うこととなります。学齢児童生徒が居所不明である場合は、この「入学し難い事情」に該当することとなります。

そもそも、全ての学齢児童生徒に就学の機会を保障する観点から、学校教育法施行令第20条において学齢児童生徒が引き続き7日間出席せず、その他その出席状況が良好でない場合で、保護者が正当な事由なく学齢児童生徒を出席させないときにおいて、校長が教育委員会に通知をすることとなっています。それを受けて市町村教育委員会は、必要な場合にその保護者に対し出席の督促をしなければなりません（同施行令第21条）。

このため、出席状況が良好でない場合、校長は欠席の事情をすみやかに調査し、居所不明である場合は、教育委員会をはじめとする関係機関・関係者とともに電話・家庭訪問等により学齢児童生徒の実態の把握等に努めることが重要です。

学齢児童生徒の居所が1年以上不明である場合、学齢簿については、住民基本台帳上の記載がなくなるまでの間、1年以上不明である旨を異動事項欄に記入し、学齢簿の編製上は、就学義務の猶予または免除のあった者と同様に別に簿冊（簿冊に相当するもの（電子ファイル・データベース等であって1年以上居所不明者が抽出・検索できる仕組みになっているもの）を含む）を編製することとなっています。この取扱いを適正、円滑に行うため、教育委員会は、学齢児童生徒の就学状況について関係学校長と十分連絡するとともに、常に住民登録取扱機関と連絡を保ち、児童生徒の転入出の実際と学齢簿の記載との不一致がないように努めるとよいでしょう。加えて、居所不明の学齢児童生徒については、当該児童生徒への教育が適切に行われるよう、学校や教育委員会が民生委員や児童相談所と連携して情報共有すること等により対応することが肝要です。

〔参照条文〕

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）  
（学齢簿の編製）

第1条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法（以下「法」という。）第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。以下同じ。）について、学齢簿を編製しなければならない。

2 前項の規定による学齢簿の編製は、当該市町村の住民基本台帳に基づいて行なうものとする。

3～4（略）

第20条 小学校，中学校，義務教育学校，中等教育学校及び特別支援学校の校長は，当該学校に在学する学齢児童又は学齢生徒が，休業日を除き引き続き七日間出席せず，その他その出席状況が良好でない場合において，その出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは，速やかに，その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

（教育委員会の行う出席の督促等）

第21条 市町村の教育委員会は，前条の通知を受けたときその他当該市町村に住所を有する学齢児童又は学齢生徒の保護者が法第17条第1項又は第2項に規定する義務を怠っていると認められるときは，その保護者に対して，当該学齢児童又は学齢生徒の出席を督促しなければならない。

〔参考通知〕

学齢簿および指導要録の取扱について（通達）（昭和32年2月）

義務教育諸学校における居所不明の児童生徒への対応について（通知）（平成23年4月）

Q 居所不明であった学齢児童生徒が発見された場合には、どのような就学手続をとればよいでしょうか。

A

居所不明であった学齢児童生徒が住民基本台帳に記載されていない者であっても、当該児童生徒に係る学齢簿を編製するとともに、保護者に対面により丁寧に就学の案内を行うなど就学の機会を逸することのないよう取組を徹底することが必要です。

また、全国の市町村教育委員会において学齢簿の適正な管理が保たれ、居所不明の児童生徒についても正確に把握できるようにするため、住民票のない学齢児童生徒を受け入れた場合は、前住所地の教育委員会に学齢簿に記載した旨を通知する必要があります。

当該学齢児童生徒の受入れに当たっては、その年齢及び心身の発達状況を考慮して相当の学年に編入させ、学齢簿の編製等の必要な手続を行うこととなりますが、居所不明になる前の学年との連続性を保たなくても、校長の教育的判断によって相当の学年に編入させることが可能です。

なお、居所不明であった等、特別の事情を有する者が、小学校等の課程を未修了のまま中学校相当年齢に達してから中学校等への入学を希望する場合の取扱いについては、以下の通知をご覧ください。

[参考通知]

義務教育諸学校における居所不明の児童生徒の把握等のための対応について（通知）（平成25年3月）

小学校等の課程を修了していない者の中学校等入学に関する取扱い（通知）（平成28年6月）

## 10 少年院や児童自立支援施設に入っている学齢児童生徒の就学について

Q 児童自立支援施設や少年院に入っている学齢児童生徒の就学についてはどのように取り扱えばよいでしょうか。

A

### ○学齢児童生徒の就学について

すべての国民は日本国憲法第26条、教育基本法第5条により、その保護する子に普通教育を受けさせる義務を負っています。これを受けて、学校教育法第16、17条は、子に9年の普通教育を受けさせる保護者（※）の義務（就学義務）を具体的に定め、同法18条ではこの保護者に対する就学義務の猶予又は免除について規定しています。保護者に対して、この就学義務が猶予または免除される場合とは、「病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため就学困難と認められる場合」とされています。

かつて文部科学省では「その他やむを得ない事由」として、児童自立支援施設や少年院に収容された場合が該当するという考え方を示してきたところです。

### ○児童自立支援施設に入所した学齢児童生徒について

児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童（満18歳未満の者）及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設（児童福祉法第44条）です。

児童自立支援施設の長は、保護者に準じて、その施設に入所中の学齢児童生徒を就学させなければならないとされています（同法第48条）。これは親権を行う者又は未成年後見人がいる入所中の学齢児童生徒について、これらの保護者とともに、施設の長に保護者に準ずる就学義務を課したものと解されます。

入所中の学齢児童生徒に学校教育を実施する具体的な方法としては、地域の小・中学校等への通学や児童自立支援施設内における分校・分教室の設置等があり、これらのうちから教育委員会の判断により適切な方法が実施されることとなります。

平成9年の児童福祉法等の一部を改正する法律の経過措置として当分の間、児童自立支援施設の長が、入所中の児童に学校教育に準ずる教科指導を実施する（文部科学大臣の勧告に従って行う）ことができ、この場合は、小・中学校等の在学とみなすこととされておらず、学校教育法第18条にある「やむを得ない事由」として、保護者は就学義務の猶予・免除を受けることとなっていました。

しかしながら、現在、ほとんどの児童自立支援施設において地域の小・中学校等への通学や施設内における分校・分教室が設置されており、この場合、入所しているが児童生徒は学校教育を受けていることから、保護者は就学義務の猶予・免除を受ける必要はありません。

### ○少年院に入院中の学齢児童生徒について

少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された者を収容し、矯正教育と社会復帰支援を行う施設です。学齢児童生徒が入院した場合、少年院においては、少年院法第26条第1項に基づく学校教育に準

ずる内容の指導が行われます。

従前の取扱いでは、学齢児童生徒が少年院に入院した場合、学校教育法第18条に定める「やむを得ない事由」として、保護者は就学義務の猶予・免除を受けることとしており、学籍が除籍されることもありましたが。しかしながら、児童生徒が再び学校に戻って居場所を得たり、進学等の形で学びを継続していくことは改善更生や生活の安定において極めて重要です。このため、児童生徒が出院後に円滑に学校に復学できるようにするため、入院前に学齢児童生徒が通学していた学校が少年院との連携の下、少年院における学習の状況等を適切に把握していると判断される場合は、保護者は教育委員会に就学義務の猶予・免除の願い出をする必要はなく、入院中も引き続き入院前に通学していた学校に在籍することもできるといたしました（下記、参考通知）。

なお、国立大学法人、公立大学法人及び学校法人等が設置する義務教育諸学校に通う児童生徒が少年院に入院した場合であってその学校を退学したときは、学齢簿を編製する教育委員会は、保護者の願い出を受けて就学義務を猶予・免除することもできます。また、円滑な復学の観点から、保護者の意向を聴取した上で、在院中に就学すべき学校を指定し、在籍を認めることもできます。この場合、当該学校が少年院との連携の下、少年院における児童生徒の学習の状況等を適切に把握する必要があります。

※ 子に対して親権を行う者。親権を行うもののないときは未成年後見人。

〔参照条文〕

学校教育法（昭和22年法律第26号）

第18条 前条第1項又は第2項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子（以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。）で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第1項又は第2項の義務を猶予又は免除することができる。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第44条 児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

第48条 児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長、その住居において養育を行う第6条の3第8項に規定する厚生労働省令で定める者並びに里親は、学校教育法に規定する保護者に準じて、その施設に入所中又は受託中の児童を就学させなければならない。

少年院法（平成26年法律第58号）

（教科指導）

第26条 少年院の長は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める義務教育を終了しない在院者その他の社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認

められる在院者に対しては，教科指導（同法による学校教育の内容に準ずる内容の指導をいう。以下同じ。）を行うものとする。

2（略）

[参考通知]

「再犯防止推進計画」を受けた児童生徒に係る取組の充実について（通知）（令和元年7月）



## 11 学齢児童生徒をいわゆるインターナショナルスクールに通わせた場合の就学義務について

Q 学齢児童生徒をいわゆるインターナショナルスクールに通わせた場合、保護者は就学義務を履行したことになるのでしょうか。

A

いわゆるインターナショナルスクールについては、法令上特段の規定はありませんが、一般的には主に英語により授業が行われ、外国人児童生徒を対象とする教育施設であると捉えられています。インターナショナルスクールの中には、学校教育法第1条に規定する学校（以下「一条校」といいます。）として認められたものがありますが、多くは学校教育法第134条に規定する各種学校として認められているか、又は無認可のものも少なからず存在しているようです。

一方、学校教育法第17条第1項、第2項には、学齢児童生徒の保護者にかかる就学義務について規定されています。そこでは保護者は子を「小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」、「中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」に就学させると規定されています。よって、保護者が日本国籍を有する子を一条校として認められていないインターナショナルスクールに就学させたとしても、法律で規定された就学義務を履行したことにはなりません。

学校教育法においては、小学校等の課程を修了した者が中学校等に進学することを予定しています。これは、同法第45条に規定しているように、中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的としているからです。

このことを踏まえると、例えば一条校でないインターナショナルスクールの小学部を終えた者が中学校から一条校への入学を希望してきても認められないこととなります。インターナショナルスクールの中学部の途中で我が国の中学校へ編入学を希望する場合も同様です。

なお、市町村教育委員会におかれては、憲法に定める教育を受ける権利を保障し、その権利を実現するために義務教育制度が設けられていることに鑑み、経済的な事情、居住地の変更等のやむを得ない事情により学齢児童生徒が実際的に未就学となるような状況が生じないようご留意ください。

〔参照条文〕

学校教育法（昭和22年法律第26号）

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第2条 学校は、国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人（以下「公立大学法人」という。）を含む。次項及び第127条において同じ。）及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3

条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）のみが、これを設置することができる。

第17条 保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間においてこれらの課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

2 保護者は、子が小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。

3（略）

第134条 第1条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第124条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、各種学校とする。

## 12 学齢経過者の中学校等への入学許可について

Q 様々な事情から義務教育を修了しないまま学齢を経過した方が中学校等への入学を希望しているのですが、許可して差し支えないでしょうか。

A

学齢を経過した方が中学校等に就学することについては、学校教育法第36条には学齢に達しない子は小学校に入学させることができないとあるのに対し、学齢経過者についてはそのような規定はありません。また、本来、社会で自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うといった義務教育の目的に照らせば、義務教育を受ける機会を全ての者に実質的に保障することが極めて重要です。

過去に学齢超過者を中学校等に受け入れた事例においては、学齢生徒と同じ教室で学ぶ形態のほか、別室で指導を行ったり、教育支援センター等に設置した分教室で指導を行ったりしたケースもあります。

このため、様々な事情から義務教育を修了しないまま学齢を経過した方の中学校等への就学については、こうした過去の事例も勘案し、本人の立場や希望を踏まえつつ、学校の収容能力や他の学齢生徒との関係等必要な配慮をした上で、柔軟に認めることが望ましいものと考えます。

なお、義務教育を修了した方が生涯学習の一環として再度中学校等に入学することはできません。ただし、様々な事情から、学齢時にほとんど学校に通えず、実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により中学校等を卒業した方は夜間中学への入学が認められることがあります。詳しくは次のQを参照ください。

なお、文部科学省としては、義務教育未修了の学齢経過者等の就学機会の確保に重要な役割を果たしている夜間中学について、その設置を促進しているところであり、当面、各都道府県及び各指定都市に少なくとも1つの設置を目指して取組を進めています。

Q 様々な事情からほとんど学校に通えず、実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により中学校を卒業した方で、改めて夜間中学で学び直すことを希望する方がいるのですが、入学を許可して差支えないでしょうか。

A

様々な事情からほとんど学校に通えず、実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により中学校等を卒業した方で、改めて夜間中学で学び直すことを希望する方(以下「入学希望既卒者」という)が、以下の要件に該当すると認められる場合は、各夜間中学の収容能力に応じて、積極的に入学を認めることが望ましいものと考えます。

＜不登校や親による虐待等により中学校の課程の大部分を欠席していた又はそれに準ずる状況であった等の事情により、実質的に義務教育を十分に受けられておらず、社会で自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うといった義務教育の目的に照らして、再度中学校に入学を認めることが適当と認められる＞

入学希望者のうち夜間中学への入学を認められる方は、基本的には、不登校や親による虐待等により中学校等の課程の大部分を欠席していた方を想定していますが、様々なケースが考えられるため、入学の許可に際しては、出席日数等の一律の外形的な基準によって決定するのではなく、個々の事情に応じて柔軟に判断することが望まれます。

なお、特に学齢期に不登校を経験した方など、入学希望既卒者の中には、もう一度学校という場で学ぶことに不安を抱えている方や、夜間中学への入学を含め、今後の進路の選択に悩みを抱いている方も多く考えられます。市町村教育委員会及び夜間中学を置く中学校等は、こうした方から夜間中学への入学希望の提出に先立って相談があった場合は、入学希望既卒者の立場や心情に配慮した対応が望まれます。その際、例えば夜間中学の見学や試験登校を認めるなど、きめ細かな対応に努めることが望まれます。

〔参考通知〕

義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について（通知）（平成27年7月）

### 13 外国人の子等の就学に関する手続について

Q 外国人の子の就学に関する手続について、どのような点に留意が必要でしょうか。

A

我が国においては、外国人の子の保護者に対する就学義務はありませんが、公立の義務教育諸学校へ就学を希望する場合には、国際人権規約等も踏まえ、その子を日本人児童生徒と同様に無償で受け入れているところです。

教育委員会においては、学齢の外国人の子が就学の機会を逸することのないよう、外国人の子の就学についての広報・説明を行い、公立の義務教育諸学校への入学が可能であることを案内するとともに、住民基本台帳の情報に基づいて、公立の義務教育諸学校への入学手続等を記載した就学案内を通知することが適当です。

また、外国人の子についても、就学の機会を確保する観点から、教育委員会においては、住民基本台帳等に基づいて学齢簿に準じるものを作成するなどして、就学に関する適切な情報の管理に努めることが重要です。その際、関係行政機関との連携も図りつつ、学校教育法第1条に定める学校のみならず、外国人学校等も含めた就学状況を把握したり、保護者からの相談に応じるなど、継続して就学の機会の確保に努めることが適当です。

就学校の決定について、外国人の子についても、教育委員会においては、学校教育法施行令の規定に基づく就学校の指定及び変更に応じた取扱いを行うこととなります。特に、外国人の子の居住地等の通学区区域内の義務教育諸学校において受入れ体制が整備されていない場合には、地域の実情に応じ、受入れ体制が整備されている義務教育諸学校への通学を認めるなど、柔軟な対応を行うことが適当です。

障害のある外国人の子の就学先の決定に当たっては、教育委員会において、日本国籍を有する子と同様に、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知）及び「教育支援資料」（平成25年10月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）を参考とし、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人や保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から判断することとなります。その際、言語、教育制度や文化的背景が異なることに留意し、本人や保護者に丁寧に説明し、十分な理解を得ることが必要です。なお、就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの子の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に変更できるようにすることが適当です。

受入れ学年の決定については、外国人の子の受入れに際し、特に日本語でのコミュニケーション能力の欠如や、日本と外国とで学習内容・順序が異なること等により、相当学年への就学に必要な基礎条件を著しく欠くなど、ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でないと思われるときは、一時的又は正式に下学年への入学を認める取扱いとすることが可能であることから、学校においては、外国人の子の学力や日本語能力等を適宜判断し、必要に応じこのような取扱いを講じることが適当です。なお、外

国において我が国よりも義務教育期間が短いために9年間の義務教育を修了していない場合は、学齢期であれば、本人が希望すれば年齢相当の学年への編入学が可能です。

これらの取扱いに加え、進級及び卒業に当たり、保護者等から学習の遅れに対する不安により、進級時の補充指導や進級や卒業の留保に関する要望がある場合には、補充指導等の実施に関して柔軟に対応するとともに、校長の責任において進級や卒業を留保するなどの措置をとるなど、適切な対応が必要です。その際、言語、教育制度や文化的背景が異なることに留意し、本人や保護者に丁寧に説明し、十分な理解を得ることが必要です。

そのほか、学齢を経過した外国人への配慮として、外国又は我が国において様々な事情から義務教育を修了しないまま学齢を経過した者については、各教育委員会の判断により、本人の学習歴や希望等を踏まえつつ、学校の収容能力や他の学齢生徒との関係等必要な配慮をした上で、公立の中学校での受け入れが可能です。また、夜間中学を設置している自治体においては、夜間中学への入学が可能であることを案内することが適当です。

〔参考通知〕

外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について（通知）（平成31年3月）

Q 外国籍の児童生徒も、日本の学校に就学させなければいけないのでしょうか。民族学校やいわゆるインターナショナルスクールに就学させることはできないのでしょうか。

A

学校教育法第17条は、日本国民に対し、日本国内で効力を有すると解されておりますので、外国籍の児童生徒の保護者には、学校教育法第17条の規定は適用されません。

(参考 就学事務Q&A1「就学義務の猶予又は免除について」)

よって、日本の学校のみならず、民族学校やいわゆるインターナショナルスクールに就学させることも可能です。

[参照条文]

学校教育法（昭和22年法律第26号）

第17条 保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間においてこれらの課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

2 保護者は、子が小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。

3 (略)